

学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づき、看護師として豊かな人間性を培い、看護の実践に必要な知識・技術を修得させ、地域保健医療の向上に貢献し得る専門職業人を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、坂戸鶴ヶ島医師会立看護専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、坂戸市大字石井2326番地16に置く。

(分野・課程・学科・修業年限および学生定員)

第4条 本校の分野・課程・学科・修業年限および学生定員は次のとおりとする。

分野	課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
医療	専門課程	看護学科（3年課程）	3年	40人	120人

(在学年限)

第5条 本校に、6年を越えて在学することはできない。

第2章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間)

第8条 本校の授業開始時刻は8時50分、終了時刻は16時20分とする。

2 学校長は必要があると認めるときは、授業の開始及び終了時刻を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (4) 学校創立記念日 (6月22日)
- (5) 埼玉県民の日 (11月14日)
- (6) 春季休業 (3月21日から4月7日まで)
- (7) 夏季休業 (7月第5週から8月31日まで)
- (8) 冬季休業 (12月25日から1月7日まで)

2 学校長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第3章 教育課程

(科目及び単位)

第10条 本校の教育課程の科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第11条 1単位の授業科目は45時間の学習を必要とする内容をもって構成するものとする。1単位の授業時間は次の範囲で設定する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。
- (3) 臨地実習については45時間をもって1単位とする。

第4章 単位および卒業の認定

(大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定)

第12条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を越えない範囲で本校の履修に替えることができる。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士

- ・救急救命士
 - ・言語聴覚士
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者で当校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。
 - 3 その他入学者の既修得単位の認定に関し必要事項は別に定める。

(単位の認定)

第13条 単位認定の方法は、筆記試験（以下科目試験という）、実技試験、臨地実習の評価、その他適宜な方法によって行う。

- 2 その他単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(卒業)

第14条 学校長は、次の要件を満たした者に対し卒業を認める。

- (1) この学則に定める教育課程で修得すべき全単位を修得した者
 - (2) 出席すべき日数の3分の2以上の出席をした者
- 2 前項の規定により卒業を認められた者に対し、卒業証書（様式第1号）を授与する。

(称号の授与)

第15条 前条により、専門課程看護学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第5章 入学・転入学・休学・及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格の確認)

第17条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する書類を提出しなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校または中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (2) 学校教育法施行規則第150条第5号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験合格証書または合格証明書
- (3) (1) 又は(2) 以外の者で、学校教育法第90条第1項に該当するものにあつては、それを証明する書類

(出願手続)

第18条 本校に入学を志願するものは、様式第2号の入学願書に学校長が定める書類を添えて、学校長が指定する期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第19条 入学者の選考は、一般入学試験・推薦入学試験・社会人入学試験により行う。

2 選考試験は次により行う。

- (1) 学科試験
- (2) 面接試験

3 入学試験の実施方法については別に定める。

(合格者の決定)

第20条 第19条の規定による選考の結果及び第18条の規定により提出された書類に基づいて入試委員会で合否について協議し、学校長が合格者を決定する。

2 入試委員会については別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第21条 合格者は、次に掲げる書類に入学金を添えて学校長が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書 (様式第3号)
- (2) 卒業証明書 (出願時卒業見込みであった者)

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し入学を許可する。

(保証人)

第22条 保証人は独立の生計を営み、その責務に耐えられる者でなければならない。

2 保証人は2名とし、1名は学生の親権者とする。

3 保証人に関し変更があったときは、学生は保証人連署の上、直ちに保証人変更届 (様式第4号) を学校長に提出しなければならない。

(転入学及び再入学)

第23条 次の各号に該当する者について、学校長は欠員がある場合に限り選考の上、相当年次へ入学を許可することができる。

- (1) 他の看護師養成所 (看護師3年課程) において1年以上履修した者
- (2) 本校に入学後、願いにより退学した者で再入学を希望する者

2 転入学及び再入学に関し必要な事項は別に定める。

(休学)

第24条 学生は、次の各号の一に該当するときは、保証人連署の休学願 (様式第5号) を提出し休学とする。

- (1) 傷病のため引き続き4か月以上就学不能のとき。
- (2) その他特別な理由があるとき。

2 休学期間は、原則として引き続き1年を越えることができない。ただし、特別な理由がある場合には、学校長はその期間の延長を許可することができる。

3 その他休学については別に定める。

(復学)

第25条 休学中の学生であって、休学期間が満了したとき、又は休学期間内であってもその理由が消滅したときは、保証人連署の復学願 (様式第6号) を提出し学校長の許可を得て復学することができる。

2 復学の場合、原則として次期生のクラスに編入するものとする。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の退学願（様式第7号）を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 学校長は次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 疾病その他の理由により復学の見込みが明らかでない認められる者
- (2) 授業料を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

第6章 教職員組織

(職員)

第28条 本校に次の職員を置く。

1 学校長	1人	6 事務長	1人
2 副学校長	2人	7 事務員	3人以上
3 教務主任	1人	8 部外講師	20人以上
4 副教務主任	1人	9 校医	1人
5 専任教員	8人以上		

2 教職員の職務については別に定める。

第7章 会議

(会議)

第29条 本校の運営に関する重要な事項を審議するため、次の会議を置く。

- (1) 学校運営会議
- (2) 教員会議
- (3) 教職員会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 講師会議
- (6) 連絡会議

2 会議の構成及び運営については別に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第30条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

2 前項に定める健康診断その他学生の健康管理については別に定める。

第9章 納入金

(入学金・授業料等)

第31条 納入金は、入学金、授業料、実習実験費、施設設備費とする。

2 金額及び納入時期は次のとおりとする。

	入学検定料	入学金	授業料	実習実験費	施設設備費
金額	20,000円	200,000円	月額 40,000円	月額 15,000円	月額 20,000円
時期	願書提出時	入学手続き時	3月(前期分)・9月(後期分)		

3 納入金の納入方法等については別に定める。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第32条 学校長は、表彰に値する行為を行なった学生を表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

(懲 戒)

第33条 学校長は、本校の規則もしくは学校長の命令に違反し、又は学生の本文に反する行為があった者に対し、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告・停学及び退学とする。ただし、退学は次の各号の一に該当するものとする。

(1) 欠席が4か月以上にわたり、かつ休学の手続をしない者

(2) 学業成績が不良で改善の見込みがないと認められる者

3 その他懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第11章 雑 則

(学則施行規則等)

第34条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成2年11月1日から施行する。

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度生以前の学生についてはなお従前の例による。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度生以前の学生についてはなお従前の例による。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度生以前の学生については第9条を除きなお従前の例による。